

特別会計制度の活用状況に関する政策評価書(概要)
－歳入歳出決算における表示内容を中心として－

通知先: 国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
通知日: 平成15年10月24日

評価の対象等

- 評価の対象とした政策
各府省が所管する事務事業に係る経理を明確にする等を目的として、特別会計制度を活用することにより一般会計と区分して経理するという政策(本評価の対象は31の特別会計(64勘定))
- 評価の観点
本評価は、各特別会計の歳入歳出決算に係る説明責任(アカウンタビリティ)に基づく情報提供(ディスクロージャー)の更なる充実など、国民等が各特別会計における経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境の整備に資するため、各特別会計相互間の比較可能性に留意しつつ、負担と受益の対応関係といった歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかとの観点から、特別会計制度の活用状況について、歳入歳出決算における表示内容を中心として統一的に評価
- 評価担当部局: 総務省行政評価局

(注)各特別会計の歳入と歳出の構造は、各特別会計の目的や性格の違いに基づき、それぞれの特別会計法に定められている。

分析・評価結果

1) 歳入と歳出の構造

「手数料等収入(手数料収入、利用料収入、保険料収入等)」、「一般会計の負担・補助」等に係る歳入の内容とその費消先をみると、大半の特別会計(勘定)では、歳入や歳出(使途が特定の歳出に限定されていない場合は歳入)が区分され、歳入と歳出の構造の明確化に資する状況。その一方で、一部の特別会計(勘定)においては、歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや歳入・歳出ともに区分されていないもの、あるいは費消先の使途区分や財源の具体的内容までは明示されていないものなどがある状況

【歳入歳出決定計算書及びその添付書類における表示内容】

歳入の内容又はその費消先(歳出)が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係が明らかでないもの

- ・「手数料等収入」においては約4割
- ・「特定財源等」においては約3割
- ・「一般会計からの負担・補助」においては約4割
- ・「事業収入等」においては約1割

(注)区分されていないものの中には、ほかの資料において公表しているものがある。

(単位:勘定数)

分析結果	歳入・歳出においてともに区分(注1) (◎、○)	歳入・歳出の区分あるが、財源内容が不明 (●)	歳入は区分、歳出は区分されていないが推測可能 (◇)	歳入は区分、歳出は区分されていない (◆)	歳出は区分、歳入は区分されていないが特定等可能 (□)	歳出は区分、歳入は区分されていない (■)	歳入・歳出においてともに区分されていない (▲)	計
手数料等収入	31	—	1	6	3	3	6	50
特定財源等	6	—	—	—	2	—	—	8
一般会計からの負担・補助	17	5	—	—	5	3	6	36
事業収入等	28	—	—	3	—	1	—	32

1 用途が限定されていない歳入においては、歳入が区分されているもの(○)を含む。

(注) 2 このほか、「運用収入」、「借入れ・証券発行等」、「前年度からの受入れ等」及び「その他の歳入」についても、同様の分析を実施

3 「◇、□」については、ほかの資料において公表しているものを含む。

2)複数年度にわたる歳入と歳出の構造

当該年度の歳入決算額(収納済歳入額)より歳出決算額(支出済歳出額)を控除した額である歳計剰余金から、翌年度への繰越資金(歳出の翌年度繰越額、支払備金、未経過保険料等)額を控除した「剰余金」をみると、大半の特別会計(勘定)では、「剰余金」の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされ、歳入と歳出の構造の明確化に資する状況。その一方で、一部の特別会計(勘定)において、「剰余金」の額が明らかにされていないものがある状況

また、当該特別会計の責任で行われて将来返済されることとなる「借入れ・証券発行等」の内容(新規・借換えの別、返済期間の別又は元本・利子の返済の別)をみると、一定の特別会計(勘定)では、その内容が明らかにされ、歳入と歳出の構造の明確化に資する状況。その一方で、一部の特別会計(勘定)においては、それらの別が明らかにされていないものなどがある状況

【「剰余金」の額に係る歳入歳出決定計算書及びその添付書類における表示内容】

(「剰余金」の額の算定方法)

(分析結果)

(単位:勘定数)

収納済歳入額 (a)		「剰余金」の額が明らか (◎)	25
支出済歳出額 (b)		歳出の翌年度繰越額等の実績がないことから、「剰余金」の額が明らか (○)	12
歳入歳出差引き (=歳計剰余金) (c=a-b)		「剰余金」の額の計算は可能であり、ほかの公表資料においては明らかとなっているものの、「剰余金」の額は表示されていない (□)	1
翌年度への繰越資金額 (d)		「剰余金」の額の計算は可能だが、「剰余金」の額は表示されていない (△)	24
剰余金 (e=c-d)		合計	62

(注) 1 歳入歳出決定計算書においては、各特別会計法の定める剰余金等の額がすべて記載されている。

2 「剰余金」は、各特別会計法で定める剰余金等とは異なる場合がある。

3 「剰余金」の額が表示されていないものの中には、ほかの資料において公表しているものがある。

【借入れ・証券発行等の内容に係る歳入歳出決定計算書及びその添付書類における表示内容】

(単位:勘定数)

分析結果	区分されている (◎)	区分されていないが、算出可能 (●)	区分されていないが、推測可能 (◆)	区分されていないが、確認等可能 (△)	区分されていない (▲)	計
新規・借換えの別	1	—	2	1	4	8
返済期間の別	8	—	—	1	5	14
元本・利子の返済の別	1	12	—	4	—	17

(注)「△」については、ほかの資料において公表しているものを含む。

3) 歳入と歳出の構造に係る詳細情報

一つの特別会計又は勘定において経理される経理対象事業等が複数ある場合の「経理対象事業等」や負担の徴収単位が異なる場合の「工事箇所等別」に係る歳入・歳出をみると、一定の特別会計(勘定)では、歳入・歳出ともに区分され歳入と歳出の構造の明確化に資する状況。その一方で、一部の特別会計(勘定)においては、歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや、歳入・歳出ともに区分されていないものなどがある状況

また、将来の歳入と歳出に影響を与える可能性がある「特別の資金(積立金等)」、「出資・貸付け」、「一般会計の負担・補助の繰延べ」又は「借入れ・証券発行等」に係る累積情報(年度末残高)をみると、一定の特別会計(勘定)では、それらの年度末残高が特定でき、歳入と歳出の構造の明確化に資する状況。その一方で、一部の特別会計(勘定)においては、それらの年度末残高が特定できないものなどがある状況

【セグメント(区分単位)情報に係る歳入歳出決定計算書及びその添付書類における表示内容】

- ・ 経理対象事業等が複数ある場合や工事箇所等に負担の徴収単位が異なる場合において、経理対象事業等別の歳入の内容又はその費消先(歳出)が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係が明らかでないものは約5割

(注)区分されていないものの中には、ほかの資料において公表しているものがある。

(単位:勘定数)

分析結果	歳入・歳出においてともに区分 (◎、○)	歳入・歳出のいずれか一方のみ区分 (■)	歳入・歳出が区分されていないが、ほかの公表資料により推測可能 (△)	歳入・歳出においてともに区分されていない (▲)	計
経理対象事業等別	11	1	—	3	15
工事箇所等別	3	—	6	2	11

【累積情報に係る歳入歳出決定計算書及びその添付書類における表示内容】

- ・ 特別の資金(積立金等)、出資・貸付け、一般会計の負担・補助の繰延べ又は借入れ・証券発行等において、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係が明らかでないものは約3割

(注)対応関係が明らかでないものの中には、ほかの資料において公表しているものがある。

(単位:勘定数)

--	--	--	--	--	--

No.	特会名	勘定名	(1) 手数料等収入	(2) 特定財源等 1) 2)	(3) 一般会計の負担・補助	(4) その他					(1) 剰余金の額	(2) 借入・証券発行等 1) 2) 3)	グメント		(2) 累積情報			
						事業収入等	運用収入	借入・証券発行等	前年度からの受入等	その他			ア	イ	ア	イ	ウ	エ
1	交付税	1) 交付税	-	◎◎	□	-	-	●	○	○	○	◆-●	○	-	-	-	-	◎
		2) 交通	-	-	-	◎	◎	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
2	登記		◆	-	-	-	○	-	○	○	△	-	-	-	-	-	-	
3	財政融資		-	-	-	○	-	●	-	○	◎	-△●	-	-	◎	-	◎	
4	国債整理		-	◎◎	-	◎	◎	-	○	○	□	-	-	-	◎	-	-	
5	外国為替		-	-	-	○	●	-	-	○	◎	-	-	◎	-	-	-	
6	産業投資	1) 投資	-	-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	-	◎	□	-	-
		2) 整備	-	-	-	◎	◎	□	○	○	△	-	-	-	-	◎	○	◎
7	地震再保険		◎	-	-	-	●	-	-	○	◎	-	-	-	▲	-	-	
8	電源開発	1) 立地	-	◎◎	-	-	○	-	○	○	△	-	-	-	-	-	-	
		2) 多様化	-	○◎	-	-	○	-	○	○	△	-	-	-	-	△	-	-
9	エネルギー	1) 石油	-	○□	-	○	○	-	○	○	△	-	-	-	-	△	-	-
		2) 石炭	-	○◎	-	○	○	-	○	○	△	--●	-	-	-	△	-	◎
10	特定国有財産		-	-	●	○	○	-	○	○	△	--●	-	-	-	-	◎	
11	厚生保険	1) 健康	○ ○	-	■	-	●	◎	-	○	◎	◆◎◎	-	-	◎	◎	-	◎
		2) 年金	◎ ○	-	▲	◆	●	-	-	○	◎	-	-	-	◎	◎	▲	-
		3) 児童	◎	-	■	-	●	-	○	○	◎	-	-	-	◎	-	-	-
		4) 業務	◆ ▲	-	▲	◎	○	-	◎	■	◎	-	○	-	◎	-	-	-
12	船員保険		□	-	□	◆	●	-	◎	○	◎	-	-	-	◎	◎	-	
13	国立病院	1) 病院	○	-	◎	-	●	◎	◎	○	◎	▲▲●	-	▲	◎	-	-	◎
		2) 療養所	○	-	◎	-	●	◎	◎	○	◎	▲▲●	-	▲	◎	-	-	◎
14	国民年金	1) 基礎	◎ ○	-	-	-	●	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
		2) 国民	○	-	■	◆	●	-	-	○	◎	-	-	-	◎	◎	▲	-

		3)福祉	-	-	●	-	-	-	○	○	△	-	-	-	-	-	-		
		4)業務	■	-	◎	-	○	-	▲	○	◎	-	-	-	-	-	-		
15	労働保険	1)労災	▲	-	○	-	●	-	◎	○	◎	-	-	-	◎	◎	-	-	
		2)雇用	▲	-	▲	-	●	-	◎	○	◎	-	-	-	◎	◎	-	-	
		3)徴収	■	-	-	◎	○	-	○	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	
16	食糧管理	1)国内米	-	-	-	○	-	○	○	○	△	-◎△	-	-	-	-	-	◎	
		2)国内麦	-	-	-	○	-	○	○	○	△	-◎△	-	-	-	-	-	◎	
		3)輸入	-	-	-	○	-	○	○	○	△	-◎△	-	-	-	-	-	◎	
		4)農産物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5)飼料	-	-	○	○	-	○	-	○	○	△	-◎△	-	-	-	-	-	◎
		6)業務	◆	-	-	-	-	○	○	○	○	△	-◎-	○	-	-	-	-	◎
		7)調整	-	-	●	○	-	●	-	◎	○	-◎●	-	-	-	-	-	-	◎
17	農業共済	1)基金	-	-	-	■	○	-	■	-	○	-	-	-	-	◎	-	-	
		2)農業	▲	-	▲	-	●	-	○	○	◎	-	▲	-	◎	-	-	-	
		3)家畜	◎	-	◎	-	●	-	◎	○	◎	-	-	-	◎	-	-	-	
		4)果樹	◎	-	◎	-	○	-	◎	○	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎
		5)園芸	-	-	◎	-	●	-	◎	-	◎	-	-	-	◎	-	-	-	
		6)業務	-	-	●	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
18	森林保険	◎	-	-	-	●	-	◎	○	◎	-	-	-	◎	-	-	-		
19	漁船漁業	1)普通	■	-	▲	-	●	-	▲	○	◎	-	▲	-	◎	-	-	-	
		2)特殊	◎	-	-	-	●	-	◎	-	◎	-	-	-	◎	-	-	-	
		3)乗組員	◎	-	-	-	●	-	◎	-	◎	-	-	-	◎	-	-	-	
		4)漁業	-	-	◎	-	-	-	◎	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	
		5)業務	-	-	▲	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
20	農業経営	-	-	●	◎	●	-	◎	○	○	-	■	-	◎	◎	-	-		
21	国有林野	1)林野	-	-	◎	○	-	■	-	○	-	△◎●	-	△	-	◎	-	◎	
		2)治山	◎	-	◎	-	-	◎	○	○	△	-	○	△	-	△	-	△	
22	国営土地	◎	-	□	-	-	◎	□	○	○	△	▲▲●	◎	◎	-	△	-	◎	
23	貿易再保険	◎	-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	-		
24	特許	□	-	-	-	○	-	○	◆	△	-	-	-	-	△	-	-		
25	自賠保障	1)保障	◎	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	◎	-	-	
		2)事故	-	-	-	○	○	-	○	○	◎	-	-	-	▲	◎	-	-	

		3) 保険	□	-	-	-	○	-	○	○	◎	-	-	-	▲	-	-	-			
26	道路		◎ ○	□	□	□	◎ ○	◎	◎	○	○	△	--	●	○	△	-	△	-	◎ △	
27	治水	1) 治水	◎ ○ ▲	-	◎	◎	◎	◎	○	○	△	-	○	△	-	△	-	△			
		2) ダム	◎	-	◎	-	◎	◎	○	○	△	-	◎	◎	-	-	-	△			
28	港湾	1) 港湾	◎ ○ ◆ ▲	-	◎	◎	-	◎	○	○	△	-	○	△	-	△	-	▲			
		2) 特定	◎	-	◎	-	-	-	○	○	△	-	-	◎	-	-	-	-			
29	車検登録		◆	-	-	-	○	-	○	○	△	-	○	-	-	△	-	-			
30	都市開発		-	-	◎	◎ ○	■	●	○	■	△	▲	▲	●	▲	-	-	□	-	◎	
31	空港		◎ ○ ○ ○ ◇	□	□	□	○	◎	◎	○	○	△	◎	▲	●	○	△	-	△	-	◎ △
			◎	19	3	5	14	10	7	10	14	2	25	1	8	1	2	3	21	14	-
合計		○	12	3	-	3	18	19	5	41	58	12	-	-	-	9	-	-	1	-	-
		●	-	-	-	5	-	20	6	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-
		◇	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		◆	6	-	-	-	3	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
		□	3	2	3	5	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		■	3	-	-	3	1	1	2	1	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	1	1	4	-	6	-	11	-	5
		▲	6	-	-	6	-	-	-	2	-	-	4	5	-	3	2	3	-	2	2
		計	50	8	8	36	32	47	25	59	65	62	8	14	17	15	11	24	28	2	28

- (注)1 本表は、各項目ごとの分析結果に対応して付した記号(前記1~3ページの表を参照)を特別会計(勘定)別にそのまま転記したものである。
 なお、「-」は、当該項目に該当するものがないことを示す。
- 2 「1(2)特定財源等」欄の「1)」は歳入と歳出の対応関係、「2)」は収納額と受入額の対応関係である。
 また、「2(2)借入証券発行」欄の「1)」は新規・借換えの別、「2)」は返済期間の別、「3)」は元本・利子の返済の別である。